

## 【電力供給事業者向け】第2回電力調達に係る合同見積り事業 実施要項

令和4年3月16日  
山梨県老人福祉施設協議会

### 1. 目的

山梨県老人福祉施設協議会会員施設での合同見積りを実施し、電力に係る経費節減を目的として実施する。

### 2. 事業実施スケジュール

令和4年3月末日迄	各法人理事会にて承認後、参加申込書を事務局まで送付 (会員施設)
令和4年3月31日	参加希望業者 申込締切
令和4年4月上旬	電力事業者向け説明会（見積り資料配布） 第1回見積り合わせ実施
令和4年5月上旬	第1回見積り提出締切 各参加施設に第1回の見積り合わせの結果報告 第2回見積り合わせ
令和4年5月下旬	最終見積りの提出締切、協議会で検討を実施 電力事業者を決定、各施設へ決定通知
令和4年6月1日～	契約期間（各施設にて電力事業者との個別契約）
令和4年7月～9月	新契約への移行期間（約3か月）
令和4年10月	順次、新契約での供給開始

### 3. 対象会員施設数

144事業所（合同見積り事業参加事業所数は未定）

※なお、同一法人にて複数の施設運営を行っている場合もあり、参加施設数に変動あり

#### 4. 電力供給事業者の参加資格要件

山梨県内の社会福祉施設にて半年以上の供給実績があること

#### 5. 成立要件

本事業の成立及び電力事業者の決定の要件は、以下の内容を満たしていることを条件とする。

(1)すべての参加施設が現状の価格と比較し、安価となっていること

(2)電力事業者の決定はすべての参加施設の合計金額が最低の者とする

よって、上記を満たすことができなかつた場合は事業不成立とする。(但し、エネルギー価格の高騰等により、電力料金の今後の変動が不透明である社会情勢を考慮し、現状の価格を上回る価格を採用する場合もある)

#### 6. 契約期間

2年間

#### 7. その他の事項

(1)契約について

山梨県老協としての団体契約ではなく各施設との個別契約とする。

(2)価格変動について

契約期間中、社会情勢の変化により当初の契約時よりも電気代が下がる可能性を鑑み、契約から1年後に、採用となった電力供給事業者と参加法人との間で契約金額の見直しができる。

(3)中途契約解除について

中途契約解除の場合は、各施設は契約書に定められた違約金を支払うものとする。また、事業廃止等やむをえない事由により契約解除される施設については、当協議会と各施設、契約業者で協議を行う。